区分	今第十八条の四に規定するほかてん具等養殖業		今第十八条の四に規定する特定かき養殖業		今第十八条の四に規定するくるまえび養殖業		今第十八条の四に規定するうに養殖業		今第十八条の四に規定するほや養殖業	
	中小漁業者等	組合員	中小漁業者等	組合員	中小漁業者等	組合員	中小漁業者等	組合員	中小漁業者等	組合員
令第二十二条の六第一項第六号に掲げる養殖業	二四・四	一一・二	三一・二	一三・八	二九・二	一四・七	五二・八	二一・〇	二五・二	一一・二
令第二十二条の六第一項第七号に掲げる養殖業	二四・〇	—	二四・〇	—	二四・〇	—	二四・〇	—	二四・〇	—
令第二十二条の六第二項の規定による漁業災害補償法第百二十三条第二項ただし書（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の特約に係る部分	一六・〇	—	一六・〇	—	一六・〇	—	一六・〇	—	一六・〇	—
	八・〇	—	八・〇	—	八・〇	—	八・〇	—	八・〇	—
	一六・〇	—	一六・〇	—	一六・〇	—	一六・〇	—	一六・〇	—
	一三・六	—	二三・六	—	二三・〇	—	二四・〇	—	二四・〇	—
	二一・二	—	二六・五	—	二三・六	—	三二・〇	—	二一・九	—
	二四・〇	—	二〇・八	—	二五・五	—	四二・一	—	二四・〇	—
	一六・〇	—	二四・〇	—	二四・〇	—	二四・〇	—	一六・〇	—
	八・〇	—	八・〇	—	八・〇	—	八・〇	—	八・〇	—
	一七・一	七・一	二一・五	七・九	一八・七	八・三	四三・〇	一三・八	一八・五	七・一
	一八・九	—	一七・五	—	一七・一	—	一八・六	—	一九・一	—
	一一・八	—	一一・一	—	一〇・九	—	一一・九	—	一二・〇	—
	五・五	—	五・二	—	五・二	—	五・七	—	五・七	—
	一二・四	—	一二・二	—	一二・五	—	一三・一	—	一二・八	—
	一九・一	—	一八・五	—	一七・七	—	一九・七	—	一六・二	—
	一七・四	—	一九・六	—	一六・五	—	二六・二	—	一七・一	—
	一八・五	—	一八・四	—	二二・四	—	三六・九	—	一八・五	—
	一八・九	—	一七・五	一一・一	一七・一	一〇・九	一八・六	一一・九	一九・一	一二・〇
	五・五	—	五・二	—	五・二	—	五・七	—	五・七	—

表備考二中「第七十一条の十八第一号又は第九号（これらの規定を」を「第七十一条の十九第一号（に改め、同表備考ホからチまでを削り、同表備考リ中「第七十一条の十八第六号又は第十二号（これらの規定を」を「第七十一条の十九第二号（に改め、同表備考ホとし、同表備考ヌ中「第七十一条の十九第三号」に改め、同表備考ヌを同表備考ヘとし、同表備考ル中「第七十一条の十八第八号」を「第七十一条の十九第四号」に改め、同表備考ルを同表備考トとし、同表備考ヲ及びワを削る。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約に係る再共済契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百六十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の五第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十六号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第一号から第五号までに掲げる漁業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

表中「百分の百十六」を「百分の百十五」に、「百分の百十二」を「百分の百二十二」に、「百分の百十一」を「百分の百十三」に、「百分の六」を「百分の七」に、「百分の九」を「百分の百八」に改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百六十六号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の五第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十七号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第六号及び第七号に掲げる養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

区分	割合
令第二十二条の六第一項第六号に掲げる養殖業	百分の百十一
令第二十二条の六第一項第七号に掲げる養殖業	百分の百二十四
令第二十二条の六第二項の規定による漁業災害補償法第百二十三条第二項ただし書（同法第百四十七条の二第二項において準用する場合を含む。）の特約に係る部分	百分の百三十一

表を次のように改める。

附　則

この告示は、その共済責任期間の開始日が平成二十九年四月一日以後の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約について適用し、その共済責任期間の開始日が同年三月三十一日以前の日である共済契約についての再共済契約及び共済契約（漁業共済組合連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る保険契約については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第四百六十七号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四十七条の五第二項の規定に基づき、平成十四年九月三十日農林水産省告示第千五百十八号（漁業災害補償法第百四十七条の五第二項の規定に基づき漁業災害補償法施行令第二十二条の六第一項第八号から第十号までに掲げる特定養殖業についての保険区分に係る同法第百四十七条の五第一項の連合会責任金額の算定の方法を定める等の件）の一部を次のように改正し、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月二十七日

農林水産大臣　山本　有二

表中「百分の百十三」を「百分の百十四」に、「百分の百十九」を「百分の百二十一」に、「百分の百十七」を「百分の百十五」に改める。